

第42回沖縄県トラックドライバー・コンテスト

学科競技

問題用紙

(制限時間：60分)

注意事項

- ①解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
- ②解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ③この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ④印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑤問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑥早くできた者は、30分経過後退室できる。その際、挙手によりスタッフに合図をし、解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机の上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退席すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退席したら再度入席はできない。
- ⑦制限時間は60分。終了の予告については試験官が合図をする。

筆記試験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには「×」を記入して下さい。 ※なお、「事業者」とは「一般貨物自動車運送事業者」のことをいう。

I 交通法規(40問)

1. 一方通行になっている道路でも、車は道路の中央から右の部分にはみ出して通行することはできない。
2. 追い越し禁止の場所であっても、原動機付自転車なら追い越してもよい。
3. 運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキがきき始めるまでに走る距離を制動距離という。
4. 前方の交通が混雑しているため、交差点の中で動きがとれなくなり、交差する道路を通行する車などを妨げるおそれがあるときは、信号が青色でもその交差点に入ってはいけない。
5. 横断歩道や自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越したり追い抜いたりしてはならない。
6. 車に乗ったときの運転姿勢は、クラッチを踏み込んだとき、ひざがわずかにまがる状態であり、またハンドルに手をかけたとき、ひじがわずかにまがる状態であるのがよい。
7. 白か黄の杖を持った人が通行しているときや子供がひとり歩きしているとき、高齢者などの通行に支障のある人が歩いているときは、警音器を鳴らし注意を促して通行する。
8. 踏切とその手前30メートル以内のところでは、追い越しが禁止されている。
9. 横断歩道を横断している人がいたが、車が近づいたら立ち止まったので、そのまま進行を続けた。

10. 追い越しを始めるときは、短い距離ですませるため、前車にできるだけ接近してから進路をかえる。
11. 前車が右折するため道路の中央へ寄っている場合のほかは、追い越しをするときは、前車の右側を通行しなければならない。
12. 信号機のない踏切では、必ず一時停止し、窓を開けて自分の目と耳で安全を確かめなければならない。
13. 軌道敷内は、原則として車の通行が禁止されているが、左折、右折、転回などで軌道敷内を横切るときは、通行することができる。
14. 上り坂の頂上付近やこう配の急な下り坂は、追い越しが禁止されている。
15. 警報機のある踏切を通過するとき、警報機が鳴っていなければ一時停止する必要はない。
16. 上り坂の頂上付近では、必ずしも徐行する必要はない。
17. 交差する道路が優先道路であるときやその幅が広いときは、必ず一時停止して交差道路を通行する車などの進行を妨げてはならない。
18. 横断歩道に近づいたとき、付近に明らかに歩行者がいない場合は、減速しないで、そのままの速度で進行してもよい。
19. 安全地帯のない停留所で止まっている路面電車に乗り降りする人がいても、路面電車との間に1.5メートル以上の間隔が保てるときは、徐行して進むことができる。
20. 車両通行帯のない道路では、自動車は中央線から左側ならどの部分を通行してもよい。

21. 自動車の運転は、認知、判断、操作に分けられ、このうち特に大切なのは操作で、交通事故の原因の大半を占めている。
22. 車は、歩道と車道の区別のない道路で、歩行者のそばを通るときは、必ず徐行しなければならない。
23. 歩道や路側帯を横切るときは、歩者がいなければその直前で一時停止しなくてもよい。
24. 一般道路での普通自動車の法定最高速度は、普通乗用自動車は60キロメートル毎時であるが、普通貨物自動車は50キロメートル毎時である。
25. 正面の信号が黄色の点滅をしているときは、車は徐行して進まなければならない。
26. 緊急自動車に進路をゆずるときは、一方通行の道路であっても、必ず道路の左側に寄って進路をゆずらなければならない。
27. 車両通行帯が黄色の線で区画されているところでも、右左折するためであればその線をこえて進路を変えてもよい。
28. 交差点で警察官が東西の方向に水平に上げていた腕を垂直に上げたときは、東西の車は原則として停止位置をこえて進行してはならない。
29. 自転車の側方を通過して交差点を左折しようとしたとき、自転車を巻き込みそうになったので、警音器を鳴らして自転車に注意を促し左折した。
30. 同一方向に二つの車両通行帯が設けられている道路では、普通自動車は右側の通行帯を通行しなければならない。

31. 普通免許では、原動機付自転車は運転することができるが、小型特殊自動車は運転することができない。
32. 前方の信号が黄色のときは、他の交通に注意しながら進むことができる。
33. こう配の急な上り坂や下り坂は、徐行しなければならない。
34. 追い越しをしようとするときは、まず方向指示器で合図をしてから、後方の安全を確認するのがよい。
35. 進路変更をし終わったときは、約3秒後に合図をやめる。
36. この標識は、「横断禁止」を示している。



37. この標識のある道路から交差点を右折する原動機付自転車は、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行する。(一方通行路を除く。)



38. この標識のある場所では、横風を受けてハンドルを取られやすいので、十分注意する必要がある。



39. この標識は、近くに学校、幼稚園、保育所などがあることを示している。



40. この標識は、「追越し禁止」を表したものである。



Ⅱ 構造機能（20問）

41. 自動車は、自動車検査証を備え付けるか、又は国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならない。
42. タイヤ交換をしたときは、初期なじみのため、タイヤ交換後50～100キロメートルを目安にナットの増し締めを実施するとよい。
43. 自動車運送事業の用に供する自動車は、6か月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
44. 非常信号用具は、夜間100mの距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。
45. 自動車（被牽引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスは、交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分の可視光線の透過率が60%以上のものでなければならない。
46. 冷却装置のファン・ベルトの緩み及び損傷と水漏れの点検は、3か月ごとに行わなければならない。
47. タイヤの溝の深さの点検は、毎回の運行前に義務づけられている。
48. 道路運送車両法における「道路運送車両」とは、自動車をいい、原動機付自転車及び軽車両は含まれない。
49. 道路運送車両法で定める「車両総重量」とは、車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。
50. ホイール・ボルトやホイール・ナットの締め付け方法には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があり、規定の締め付けトルクで確実に締め付ける。

51. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の自動車の日常点検では、ディスク・ホイールの取付状態が不良でないか点検する。
52. 車両総重量8トン以上の自動車は、12月ごとの定期点検において、スペアタイヤの点検を行わなければならない。
53. 貨物の運送の用に供する自動車の自動車検査証の有効期間は、車両総重量にかかわらず全て1年である。
54. 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のタイヤの残り溝は、1.6ミリメートルが限度である。
55. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を営業所に備え置き、自動車の点検又は整備をしたときは、遅滞なく、法令で定める事項を記載しなければならない。
56. 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方80メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
57. 自動車（牽引自動車のうち告示で定めるものを除く）の輪荷重は、10トンを超えてはならない。
58. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
59. 日常点検を行うときは、駐車ブレーキを確実に効かせ、ギアをニュートラルにする。
60. 自動車は、国家公安委員会の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならない。

Ⅲ 運転常識（20問）

61. 業務の都合上、休息期間を分割して与える場合に関し、下記の勤務は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準）に違反している。 ※ 令和5年6月現在

始 業	拘束時間 9時間	休息期間 4時間	拘束時間 6時間	休息期間 5時間	始 業	拘束時間
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	------

62. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車に乗務した場合で、荷主の都合による待機時間が45分未満の場合は、乗務記録に記載しなくてもよい。
63. 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務する場合は、運行記録計による記録を行わなければならない。
64. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。
65. 自動車（被けん引自動車を除く。）には、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものである警音器を備えなければならない。
66. 貨物自動車運送事業者の運転者は、運行指示書を携行する乗務において運行指示書の記載事項に変更が生じた場合には、最寄りの営業所で記載事項が変更された運行指示書を受け取らなければならない。
67. 事業者は、深夜業を含む業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び12月以内ごとに一回、健康診断を実施することが義務づけられている。
68. 道路交通法に定める自動車の種類について、乗車定員が2人、最大積載量が6,250キログラム、及び車両総重量10,110キログラムの貨物自動車の種類は、大型自動車である。

69. 60歳以上の初任運転者については、国土交通大臣が認定する機関による適齢診断を受診しなければならない。
70. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
71. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
72. 乗務前及び乗務後の点呼のいずれかが対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、当該点呼のほかに、乗務の途中において、少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。
73. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
74. 降雨量が1時間に50ミリメートル以上のときは、運転するのは危険であり、輸送するのは適切ではない。
75. 車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置き、窓は閉じ、ドアはロックする。
76. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の上の休日を与える使用者については適用しない。
77. 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の内側を車体が通る。

78. 車庫と営業所が離れていて対面点呼を受けられないときは、電話その他の方法で点呼を受けることができる。
79. 事業用貨物自動車に乗務したときは、車両総重量や最大積載量を問わず、乗務等の記録に貨物の積載状況を記録しなければならない。
80. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準）に定める連続運転時間に関し、下記の運行は違反している。

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転再開
3時間	30分	2時間	10分	2時間	20分	

